

2019 年度 成年後見人材育成研修(委託研修)

開催要項 (富山県社会福祉士会会員向け)

成年後見人養成研修は、2017 年度より「成年後見人材育成研修」と「名簿登録研修」に区分されます。「成年後見人材育成研修」は、日本社会福祉士会の委託によって実施される研修です。

なお、本研修修了後、成年後見人として活動されたい方は、都道府県社会福祉士会が行う「名簿登録研修」を受講して、所属する都道府県社会福祉士会のばあととなあ成年後見人候補者名簿に登録する必要があります。(※別途名簿登録料が必要です)

1. 研修目的
- ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、ばあととなあ成年後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - ②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

日 時	1 日目	9 月 15 日 (日)	9 時～17 時	富山福祉短期大学
	2 日目	10 月 20 日 (日)	9 時～17 時	富山福祉短期大学
	3 日目	11 月 17 日 (日)	9 時～17 時	富山福祉短期大学
	4 日目	12 月 15 日 (日)	9 時～17 時	富山福祉短期大学

3. 会 場 富山福祉短期大学 (〒939-0341 富山県射水市三ヶ 579)

4. カリキュラム 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4 日間 23 時間
- (2) 事前課題：指定する 6 科目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 日本社会福祉士会の(基礎研修 I～III)を受講済みである者、若しくは 2011 年度までの旧生涯研修制度共通研修課程を 1 回以上修了済みである者
- (5) 年会費の滞納のない者

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員	30 名
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	富山県社会福祉士会		10 名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	石川県社会福祉士会 福井県社会福祉士会		20 名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. 受講費 5 万円 (別途市販テキスト代、約 14,000 円が必要となります。)

※一端納入された受講費は、主催者の責任による場合以外は返金いたしません。

8. 申 込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAX、E-mailにてお申込ください。

◆申込先 下記「問い合わせ先・申込先」へ別紙にてお申込みください。

◆申込期間 7月5日(金)締切 定員となり次第締め切ります。

郵便は消印有効、FAXは必着。

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

10. 受講可否の連絡等

・受講可否は、7月下旬までに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

1. 面接授業の出席が100%であること

2. 事前課題を提出すること

3. 修了評価で一定の水準を満たすこと

※ 期間内で終了できない場合で欠席した授業が4科目以内の場合は、翌年度に限り期間延長を認めます。

12. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用(成年)(分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)

単位数：2単位 認証番号：20160004

※分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用(成年)」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会

主 管 一般社団法人富山県社会福祉士会

問い合わせ先・申込先

■一般社団法人 富山県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ富山

〒939-0341

富山県射水市三ヶ579 富山福祉短期大学内

TEL/FAX 0766-55-5572

(養成研修担当 酒井 090-2379-1475 ※ぱあとなあ専用携帯)

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム(委託県士会用)

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					統一 レジュメ	課題	
						①	②	③	④	⑤			
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	ばあとなあ富山							○	●
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	120	講義	弁護士	○	○	○				○	●
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	60	講義	精神科医	○	○						
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	講義	ばあとなあ富山	○	○	○				○	
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○						●
	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	90	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○		○	○			
	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告 解説	ばあとなあ富山	○	○		○				
	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	講義	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○					○	
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○						●
	9 身上監護のための知識	1 身上監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○	○			
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	90	報告 解説	報告者:ばあとなあ富山 解説者:課目9担当講師	○	○	○	○	○			
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	120	演習	ばあとなあ富山	○	○		○			●	●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	120	演習	ばあとなあ富山	○	○		○			●	●
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	60	講義	ばあとなあ富山	○	○			○			●

2019年度 成年後見人材育成研修(委託研修) 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

所属都道府県 社会福祉士会名	富山県社会福祉士会			
(ふりがな) 申込者氏名				
連絡先住所	〒			
連絡先 電話番号				
メールアドレス				
受講要件の 確認 ※□に■(チェック)を入れてください。 ※要件の全てを満たす必要があります。	<input type="checkbox"/> 会員番号		※受講要件(1)	
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録番号			
	<input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる		※受講要件(3)	
	*いずれかにチェックの上、基礎研修Ⅲについては修了年度を記載ください。			
	<input type="checkbox"/> 基礎研修Ⅰ～Ⅲを受講済み(修了年度: 年度)		※受講要件(4)	
	<input type="checkbox"/> 2011年度までの旧生涯研修制度共通研修課程を一回以上修了済み			
	<input type="checkbox"/> 年会費の滞納のない者		※受講要件(5)	
その他	※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください。			

「申込方法」 必要事項をご記入のうえ、下記事務局まで郵送又はFAX、E-mailにてお申込み下さい。

「申込先」 所属の社会福祉士会事務局へお申込みください。
郵送の場合は、開催要項13. 「問い合わせ先・申込先」をご参照ください。

「申込期間」 7月5日(金) 締切

所属都道府県 社会福祉士会 チェック欄	<input type="checkbox"/> 後見活動に資すると認める。(受講要件2) <input type="checkbox"/> 受講要件(受講要件1, 3, 4, 5)を確認し受講決定を認める。 ※ 受講を認めない場合は、所属都道府県社会福祉士会から受講申込者に、 受講不可の旨を連絡ください。
---------------------------	---